**平成２３年（フ）第５７０号**
大阪府吹田市南金田１丁目１番７号
債務者　八巻亜紀子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６５５号**
大阪府守口市藤田町５丁目35番９―209号
債務者　森　　啓一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０７号**
大阪府豊中市庄内幸町３―３―25、住民票上の住所大阪府岸和田市東ヶ丘町808番地の374
債務者　榎元　弘史
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７５６号**
大阪市西淀川区出来島１丁目８番21号　ピア西淀川Ｅ棟503号室
債務者　木村　修二
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１４号**
大阪府高槻市大塚町２丁目46番５―107号、住民票上の住所大阪府門真市大橋町３番11号
債務者　橋本　憲宜
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８５４号**
大阪府東大阪市玉串町東３丁目１番８号　ラークハイム103号
債務者　広瀬運送こと　廣瀬　清一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第９２６号**
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―202号
債務者　平田　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３２４号**
大阪府箕面市西小路２丁目５番24号
債務者　朝倉　博志
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３７６号**
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番２―306号
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４３８号**
大阪府枚方市春日元町２丁目34番８―302号
債務者　河野　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４３９号**
大阪市住之江区泉１丁目３番16―407号、前住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目11番９号
債務者　松本　安弘
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４５３号**
大阪府寝屋川市点野４丁目８番12号
債務者　仲村　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４５４号**
大阪市住吉区長居西１丁目12番28号　コーポイン長居Ａ棟107号
債務者　寺下　三秋
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４５６号**
大阪府守口市滝井元町３丁目10番２―202号
債務者　雙松　昭徳
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２２号**
長崎県南島原市有家町久保169番地
債務者　永門　保信
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第２３号**
長崎県雲仙市小浜町北木指3035番地１、前住所長崎県雲仙市小浜町南本町122番地
債務者　吉原きよみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第２４号**
長崎県南島原市有家町久保169番地
債務者　永門　智子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係